事業をBASFに買収されて、その後工場を閉鎖させられ、現在は生産者不在と聞くので、代替候補として不適切と考える。」、③「韓国国内に生産者が3者あり、国内市場は生産者間の競争によって市場価格が決まると考えられ、中国市場に似ていると予想される（中国には生産者が6者ある。）。韓国の輸入関税が中国と同じ6.5%で、中国同様に国内市場価格に対する輸入品の影響力はあまり大きくないと予想される（中国は更にAD税がある）。同じ東アジアに位置しており、原料コスト、用役コストなどが比較的近似していることから代替国を韓国として提案する。」との意見が提出された。

(24)　利害関係者が示した上記(23)①及び②の意見については、調査当局において当該意見についての事実を確認できなかったことから、これらの国を代替国の候補から外すことが適切であると判断することはできず、「非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国の生産者質問状」という。）を送付し、当該事実について確認することが適当と判断した。また、③の意見については、韓国は既に代替国候補となっていた。

(25)　上記(23)の利害関係者からの意見を踏まえ、平成26年3月17日、すべての利害関係者及び輸出国政府に対して、代替国の候補に1人当たりのGDP[28] [29]に基づき優先順位を付けた**「表4　代替国候補のリスト」**を示し、また、これらの国に所在する生産者に対し「代替国の生産者質問状」を送付して調査に必要な情報の提供を求める旨を通知したところ、これに対し、提出された意見はなかった。

表4　代替国候補のリスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	イラン・イスラム共和国	KAROON Petrochemical Co.
2	インド	Narmada Chematur Petrochemicals Ltd.
3	アルゼンチン共和国	Petroquimica Rio Tercero
4	ハンガリー	BorsodChem Zrt.
5	ポーランド共和国	Infrastruktura Kapusciska Spółka Akcyjna
6	大韓民国	BASF KPX Fine Chemical OCI company
7	フランス共和国	Vencorex
8	ドイツ連邦共和国	BASF BAYER
9	アメリカ合衆国	BASF BAYER
10	日本国	三井化学株式会社 日本ポリウレタン工業株式会社[30]

1－5－4　代替国候補の生産者への質問状送付

(26)　平成26年5月21日、すべての代替国候補の生産者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われたか否かを確認するための「確認票」及び「代替国の生産者質問状」を送付し、協力を求めた。これに対し、【国名】に所在する代替国候補の生産者2者から、代替国の生産者質問状に対する回答書が提出された。なお、回答期限の延長申請がなされ、調査に支障のない範囲内でこれを認めた。

1－5－5　証拠の提出及び証言[31]

(27)　証拠の提出及び証言については、その期限である平成26年6月13日までに提出された証拠及び証言はなかった。

(28)　「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」に含まれる事実[32]に関する証拠の提出及び証言については、その期限である平成26年6月13日までに証拠の提出及び証言をした中国の生産者はいなかった。

1－5－6　対質の申出[33]

(29)　対質の申出については、その期限である平成26年7月14日までに申出がなく、対質は実施しなかった。

1－5－7　意見の表明[34]

(30)　意見の表明については、その期限である平成26年8月13日までに、本邦生産者2者から、意見の表明があった。

1－5－8　情報提供[35]

(31)　情報の提供については、その期限である平成26年7月14日までに提供された情報はなかった。

28　調査当局が収集した関係証拠「IMF World Economic Outlook（October 2013）」

29　日本については、調査の当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

30　平成26年10月1日、日本ポリウレタン工業株式会社は東ソー株式会社と合併し、TDI事業は東ソー株式会社が承継した。

31　政令第10条第1項及び第10条の2第1項

32　平成26年財務省告示第53号及びガイドライン7.(6)

33　政令第12条第1項

34　政令第12条の2第1項

35　政令第13条第1項